

平成 23 年 7 月 19 日

大阪市長 平 松 邦 夫 様
(担当：市民局、24 区役所)

大阪市公正職務審査委員会
委員長 播 磨 政 明

公益通報（第 21-01-163 号）に関する関係局の対応について

標題について、平成 22 年 9 月 3 日付けで本委員会が実施した勧告に対して貴職が次のような措置をとられたことが確認できたので、本件公益通報についての処理を終了します。

なお、公金返還の状況については、後日、本委員会に報告してください。

記

確認内容

大阪市長（市民局及び 24 区役所）は、次のような措置をとった。

- 1 市民局及び 24 区役所は、平成 17 年度以降大阪市の各区長が参加した旅行に係る出張命令 540 件を精査し、本件勧告 3（1）で示した判断基準に従って、違法な出張命令部分を確定した結果、そのうち 525 件の全部又は一部に違法な部分を認めた。そのため、当該出張命令部分に係る区長の給与（出張旅費及び日当が支給されていた場合はこれらを含む。）を算定し、旅行に参加した区長（既に大阪市を退職した者を含む。）45 名に対し、合計 20,278,938 円及びその利息分として 4,303,131 円の総計 24,582,069 円について、平成 23 年 8 月 15 日までに自主的に返還するよう求めた。
- 2 大阪市職員一般を対象とした大阪市職員服務倫理規範が平成 22 年度に制定されたことから、24 区役所は、現時点においては同規範に従うべきものであるとし、平成 23 年 7 月 6 日の区長会議において、市民活動団体との協働を推進するための区役所職員等行動指針（ガイドライン）を廃止することを確認するとともに、今後は、各地域の中で、様々な機会をとらえて地域住民・地域団体との意思疎通を図るよう努めていくこととした。

（参考）勧告の内容

- ①□ 市長は、平成 17 年度以降大阪市の各区長が参加した旅行に係る出張命令を精査し、本勧告 3（1）で示した判断基準に従って、違法な出張命令部分を確定し、当該出張命令部分に係る区長の給与（出張旅費及び日当が支給されていた場合はこれらを含む。）を算定の上、旅行に参加した区長（既に大阪市を退職した者を含む。）から自主的に大阪市に返還するよう求めること
- ②□ 本勧告 3（1）で示した判断基準及び国家公務員倫理規程等を参考にして、現在のガイドラインを改定し、地域団体との旅行のあり方を見直し、区長その他区役所職員の公務員倫理及び服務規律の確保を図ること